

**JR 加古川駅周辺の新たな滞在空間創出に向けた  
実証実験ガイドライン**

**令和 4 年 7 月 2 8 日**

**令和 4 年 1 1 月 2 日改定**

**令和 5 年 3 月 2 日改定**

**令和 5 年 9 月 1 4 日改定**

**加古川市**

# 目次

<b>1. 総則</b> .....	<b>1</b>
(1) 実証実験の目的.....	1
(2) 本ガイドラインの位置づけ.....	1
(3) 実証実験の主な内容.....	1
(4) 実証実験の対象地.....	1
(5) 実証実験の期間.....	2
(6) 関係者の定義.....	2
<b>2. 実証実験</b> .....	<b>2</b>
(1) 活用想定例.....	2
(2) 対象地を活用する際の条件.....	2
(3) 対象地域を利用する際の注意事項.....	3
(4) 来訪者用の駐車場及び公衆トイレ.....	5
(5) 天候による実施内容の変更.....	6
(6) 費用の負担.....	6
(7) 法令の遵守.....	6
(8) 秘密の保持.....	6
(9) 協議.....	6
(10) 損害の賠償.....	7
(11) 問合せに関する対応.....	7
(12) アンケート.....	7
(13) 宣伝.....	7
(14) 会場の記録.....	7
(15) 手続きの流れ・実施までのスケジュール.....	7
(16) 本ガイドラインに関する問合せ先及び担当窓口.....	7
<b>3. よくある質問 (Q&amp;A)</b> .....	<b>8</b>
■ 別添資料	
① 実証実験エリア (詳細図)	
(駅南広場、駅北広場、駅南ペDESTリアンデッキ、駅北自動車整理場)	
② 実証実験エリアの活用までの流れ	
■ 共催手続き	
・加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱	

# 1. 総則

## (1) 実証実験の目的

JR 加古川駅周辺（以下「駅周辺」という。）の都心としての賑わい創出に向けた取組の一つとして、駅周辺における滞在空間の確保や滞在環境の向上を図るうえで、本来一般利用が制限されている駅周辺の公共空間をイベント等に活用することの可能性や課題等を把握するために、実証実験を実施します。

あわせて、現在様々なまちづくりに関する活動を実施している団体への更なる活動の場の提供、活動機運の向上にも資する取組として考えています。

## (2) 本ガイドラインの位置づけ

本ガイドラインは、実証実験の運営者として、駅周辺のまちづくり及び実証実験の目的を理解し、対象地を適切に活用するためのガイドラインです。

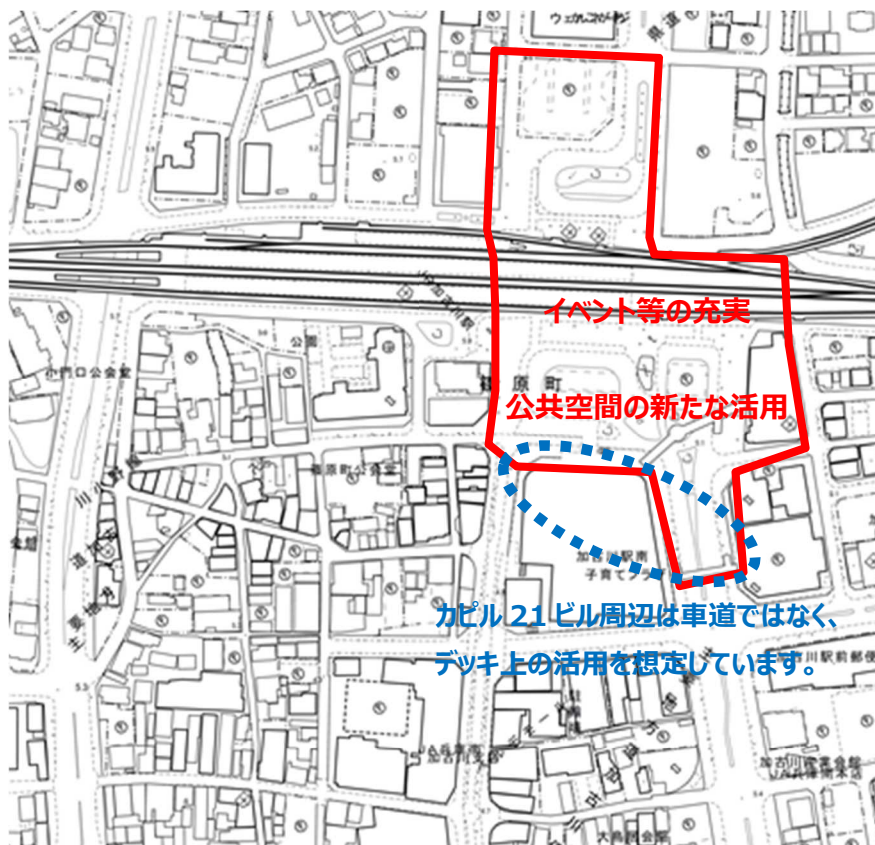
## (3) 実証実験の主な内容

### ・イベント等の充実

民間団体等による駅南・駅北広場、駅北自動車整理場等の新たな空間活用（市が共催し、対象地の使用料が無料となります）

## (4) 実証実験の対象地

対象地のうち、キッチンカーやブース Tent 等が設置できる範囲は、**駅南広場、駅南 2 階ペDESTリアンデッキ、駅北広場、駅北自動車整理場**とします。詳細は、別図「実証実験エリア（詳細図）」を参照ください。



## (5) 実証実験の期間

本ガイドラインの公表日から令和6年3月31日まで

## (6) 関係者の定義

実証実験の関係者は以下のとおりです。

共催：加古川市（道路管理者、警察等との協議・申請、広報活動のサポート等）

運営者：本ガイドラインに基づく対象地の活用主体（イベント等実施主体者）

出店者：イベント実施時の飲食・物販等の各店舗

## 2. 実証実験

### (1) 活用想定例

キッチンカーイベント、マルシェ、朝市、トラック市、ご当地グルメの発信など（様々な活用方法が考えられますので、ぜひご相談ください。）

### (2) 対象地を活用する際の条件

#### 【活用できる団体等】

本実証実験に参画できる者は個人事業主または法人または複数の個人・法人によって構成されるグループとし、以下の要件を満たしていることを誓約できる者として（「加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱」に基づき、企業概要、団体規約、グループの活動概要等により確認します。なお、出店者が以下の要件イ～エを満たしているかの責任は運営者が負うものとします。）。また、2～3店舗程度の小規模グループによる出店も可能ですが、原則、出店エリアは駅南広場、駅北広場とします。なお、市は、必要に応じて運営者の参画資格について確認を行い、確認の結果、参画資格を満たしていないことが認められた場合、市は共催を承諾しないなどの措置をとるものとします。

ア 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる者（※1）

イ 暴力団及び暴力団員等が関与しない者（市は運営者の情報を警察に照会する場合があります）

ウ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、または反対することを目的としない者

エ 営利活動を目的としない者（※2）

※1 本ガイドラインに示す各種条件を遵守できる者であることを指します。

※2 イベント等の各出店者が物販し利益を得ることは可能です。営利活動を目的としない者とは、イベント等の各出店者ではなく、事業をとりまとめている運営者が事業によって得た利益を、会員等で分配しない団体を指します。よって、事業実施にかかる実費相当の金額を参加者から徴収するなど、適正な受益者負担を求めることや、寄付・クラウドファンディングなどで活動資金を調達することは差し支えありません。

（【抜粋】加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱第3条第6項）

主催者が参加者から入場料、参加料、出品料、協賛金その他費用（以下「入場料等」という。）を徴収する場合は、徴収の目的が適正かつ明確であり、その金額が類似する事業等において徴収する入場料等の額に比して不相当に高額でないこと。

#### 【対象事業】

ア 加古川駅周辺の賑わい創出に寄与する事業

イ 実証実験の期間内に実施する事業

#### 【対象外事業】

- ア 営利を目的とする事業（※2）
- イ 個人の趣味的な活動や共益的・互助的・親睦的な事業
- ウ その他公序良俗に反する等、実証事業として適当でないと認められる事業

#### 【実施可能時間及び期間】

対象地の実施可能時間は以下のとおりとします。開始可能時刻・退場時刻ともに活用可能な最大の時間であり、イベント等の実施時間はこの範囲内で自由に設定いただいて構いません（例：午前 11 時から午後 3 時まで）。また、連続利用は休日の場合、原則 3 日間、平日を含む場合は、7 日間とします（原則、毎日撤去が必要です）。

- ア 開始可能時刻：午前 7 時 00 分（原則午前 5 時から設営可能とします）
- イ 退場時刻：午後 9 時 00 分  
（原則午後 9 時 00 分とし、午後 11 時 00 分までに退場又は退場準備を完了してください。  
なお、午後 11 時 00 分までの間で、来訪者の要望により商品を提供する場合は柔軟に対応してください。）

### （3）対象地域を利用する際の注意事項

#### 【注意事項全般】

- ア 駅南・駅北広場、駅北自動車整理場、駅南 2 階ペDESTリアンデッキ（市所有地の一部）を活用する場合は市が共催することにより、使用料がかかりませんので、積極的な実証実験への参画を検討ください。また、警察や近隣商業施設との協議が発生する場合は、必要に応じて市が同行し、円滑な事業実施に向けたサポートを行います（※3）。
- イ 運営者が提供する商品・サービスにより生じた廃棄物は、会場内にゴミ箱を設置し、適切に回収、処分してください。なお、イベント等を実施した後の清掃は、運営者の責任のもと適切に実施してください。
- ウ 実証実験の対象地内は、定められた喫煙所以外は全面禁煙とし、運営者によるたばこの販売は不可とします。なお、アルコールの販売は年齢確認等、適切な販売形態であると市が認めた場合に限り可とします（※4）。
- エ イベント等に必要な電源等は、運営者もしくは出店者でご準備ください。
- オ 調理等によって火気を使用する場合、または煙が生じる場合は、市への共催申込時にその有無を記載するとともに、市は、事前に西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）に対し、調理に伴う発煙に関して確認を行う予定であり、確認の結果、制限が生じた場合、運営者はこれに従ってください。また、発電機、ガス等を使用する場合は、必要に応じて、運営者は周辺店舗等へ周知を図ってください。
- カ 火気の使用や食品衛生等、イベント等の実施にあたり必要な手続きは運営者が行い、その指導に従うこと。なお、実証実験の対象地の使用に必要な許可取得等の手続きは市が行います。
- キ イベント時は、担当者（警備員等）を配置して、会場付近の路上駐車・近隣店舗等への無断駐車を固く禁止するとともに、一般車両の円滑な通行と歩行者、自転車、ベビーカー、車椅子利用者等の安全を確保してください。
- ク 実証実験エリアの活用と同時に、加古川河川敷までの動線を利用し、イベント等を開催する場合は、開催方法等について、事前に相談をお願いします。

※3 対象地では、市が管理する市道等の占用について、市が共催することにより、その使用料がかかりませんが、その他私有地等を使用することについて保証するものではありません。

※4 市への共催申込時に確認します。

#### 【駅南・駅北広場】

- ア 駅南・駅北広場を活用する場合、別図「実証実験エリア（詳細版）」に示すとおり、最低限、通行が可能な幅員を確保する必要がありますので、その趣旨に沿った配置を検討ください。また、活用にあたり、JRが管理するエリアが含まれる場合、同社との協議を要しますので、事前にご相談ください。  
※点字ブロックの上に、備品等を置かないようご注意ください。
- イ 関係車両の入退場及び物品等の搬出入時は、別図「実証実験エリア（詳細版）」を参照のうえ、「車両の入退場ポイント」から出入りしてください。また、入退場にあたっては、歩行者や自転車、ベビーカー、車椅子利用者等の安全性に配慮したレイアウトとし、一般車両の円滑な通行と歩行者・自転車等の安全を確保してください。なお、駅南西ロータリーの周辺道路のうち「寺家町 15 号線」は、大型車両（車両総重量 8 トン以上、載積 5 トン以上）の通行ができませんのでご注意ください。

#### 【駅北自動車整理場】

- ア 関係車両の入退場及び物品等の搬出入時は、歩行者・自転車等の安全を確保してください。
- イ 利用は、土・日・祝日のみとします。

#### 【その他】



- ア 実証が決定した事業は、団体名や事業内容などを公表します。また、市ホームページや市公式 SNS を通じて団体や活動を紹介するなど、広報活動を行います。場合によっては、報道機関へ活動内容を情報提供させていただくこともありますので、広報活動を希望する団体は、事業開始前にご相談ください。
- イ 虚偽の申請が判明した場合や事業内容に大幅な変更が生じた場合など、実証事業の決定を取り消すことがあります。
- ウ 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例により、実証事業から暴力団等を排除するため、申請書類や添付資料等に記載されている情報を兵庫県警察に提供・照会させていただくことがあります。
- エ 団体の代表者や事務所の住所等、市への提出内容に変更が生じた場合は速やかに報告してください。
- オ 実証事業の決定可否に関わらず、申請に係る費用は全て団体の自己負担です。実証事業を実施しない場合についても同様です。
- カ 必要に応じて公的機関等へ情報提供させていただく場合があります。
- キ 事業を実施する場合は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に十分配慮し、国・県・市のガイドラインを順守してください。



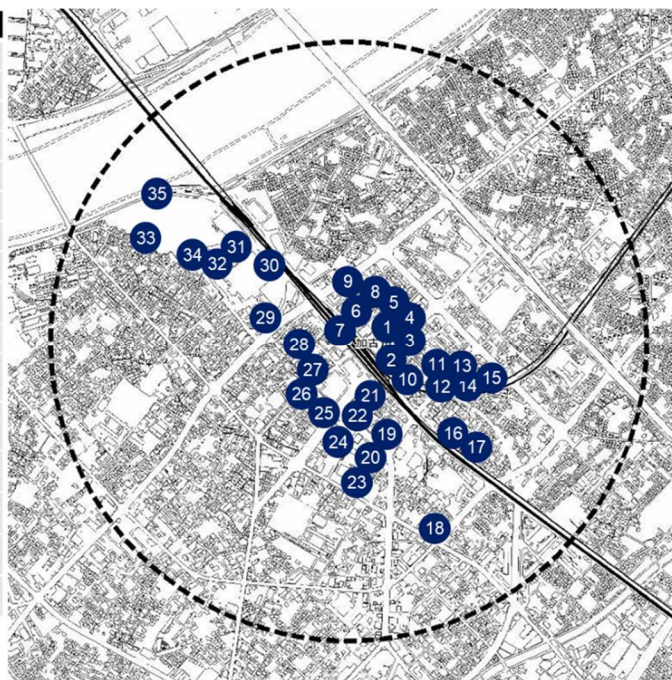
#### (4) 来訪者用の駐車場及び公衆トイレ

市は、来訪者のための駐車場として下図の駐車場を利用できるものとして宣伝を行います。運営者は広告・宣伝段階において、鉄道利用を促すとともに、駐車場案内及び注意喚起（満車の恐れ等）を行ってください（駐車料金のサービス券はありません）。

来訪者のための駐車場

22		
所在地	加古川市加古川町溝之口 701	
営業時間	午前 6 時～午後 11 時	
駐車料金	基本 20 分 100 円 駐車から 24 時間まで最大 1000 円	

No.	施設名	No.	施設名
①	加古川駅 自動車整理場	⑳	加古川商工会地下駐車場
②	タイムズJR加古川駅北第2	㉑	平成パーキング
③	タイムズJR加古川駅北第4	㉒	加古川駅前立体駐車場
④	タイムズウェルネージカこがわ	㉓	兵庫県加古川総合庁舎
⑤	タイムズJR加古川駅北第8	㉔	Dパーキング加古川駅前第2
⑥	タイムズJR加古川駅北	㉕	タイムズ加古川駅前
⑦	タイムズピエラ加古川	㉖	OKパーキング
⑧	タイムズJR加古川駅北第6	㉗	京楽パーキング
⑨	タイムズJR加古川駅北第7	㉘	NPC24H加古川駅前第2パーキング
⑩	タイムズJR加古川駅北第9	㉙	タイムズピエラ加古川寺家町
⑪	パークジャパン加古川第1	㉚	タイムズニッケパークタウン (東・立体)
⑫	パークジャパン加古川第2	㉛	タイムズニッケパークタウン (リバーサイドゾーン)
⑬	パークジャパン加古川第3	㉜	タイムズニッケパークタウン(南)
⑭	タイムズJR加古川駅北第10	㉝	タイムズ加古川中央市民病院第1
⑮	タイムズJR加古川駅北第11	㉞	タイムズ加古川中央市民病院第2
⑯	タイムズJR加古川駅東第2	㉟	タイムズ加古川中央市民病院第3
⑰	タイムズJR加古川平野第2		
⑱	オーエムパーキング		



## **(5) 天候による実施内容の変更**

実証実験は屋外を会場とするため、天候によって以下の判断基準により実施内容を変更してください。

### **(1) 晴天・曇天**

前日までに実施日が晴天又は曇天等、雨風による被害が想定されないと運営者が判断した場合、実証実験を行う。

### **(2) 小雨、雨天時**

前日までに実施日が雨天と予想され、雨風による被害が想定される場合、運営者が実施の判断を行い、中止の場合は、適切な広報手段によりできる限り周知を図ってください。なお、必要に応じて、市の広報媒体による周知も実施します。

### **(3) 荒天・強風時**

(1) もしくは (2) のとおり実施したものの、実施日において荒天となった場合、各運営者の判断で中断とし、来訪者及び運営者の安全を第一に行動してください。安全確保後、運営者は中止判断を行ってください。

なお、気象庁より以下の警報が発令された場合、運営者は直ちに事業を中止し、安全確保のうえ、避難等適切な行動をとってください。

- ・ 大雨特別警報
- ・ 暴風特別警報
- ・ 大雨警報
- ・ 洪水警報
- ・ 暴風警報

## **(6) 費用の負担**

実証実験の実施に伴う必要な経費は、本書に記載の無いものであっても運営者の負担とします。また、実証実験の中止・中断した場合の経費及び売上の補填は行いません。

## **(7) 法令の遵守**

運営者は実証実験の実施にあたり、関連する法令・条例等はこれを遵守しなければなりません。特に食品営業許可等、必要な手続き等がある場合は遅延なく行ってください。また、火気を使用する場合は実証実験実施内容について事前に所轄消防署に相談してください。

## **(8) 秘密の保持**

運営者は、実証実験の実施上、知り得た秘密・個人情報を他の目的に使用し、または第三者に漏らしてはなりません。

## **(9) 協議**

ア 実証実験を適正かつ円滑に実施するため、運営者は各々の業務について市及び道路管理者等と常に密接な連絡に努め、本書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市及び道路管理者等と運営者として協議のうえ、事業を遂行してください。

イ 市において必要と認めるときは、実証実験内容の変更や中止をすることがあります。この場合の変更について、本書に明記されていない場合は市と運営者との協議により定めるものとします。



- ウ 運営者及びその他の従事者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）について、事業の遂行又は管理に関して著しく不相当と認められる者があるとき、市は運営者に対してその理由を明確にし、必要な処置をとることを請求することができるものとします。

### **(10) 損害の賠償**

実証実験の実施中に運営者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲内において、運営者が市若しくは第三者に損害を与えた場合、又は第三者から損害を受けた場合は、直ちに市にその状況及びその内容を書面にて報告し、すべて運営者の責任において処理解決するものとし、市は一切の責任を負わないものとします。なお、必要となる保険についても、運営者の責任において加入してください。

### **(11) 問合せに関する対応**

- ア 実証実験の実施前、実施中、実施後において、運営者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲内に関する問合せは運営者が対応するものとします。
- イ 実証実験の実施前、実施中、実施後において、運営者（業務の一部を委託された者、業務の一部を下請けする者を含む）の業務の範囲外であり、実証実験そのものに関する問合せ及び苦情等は市が対応するものとします。

### **(12) アンケート**

運営者は、本実証実験の満足度に関する意見聴取を目的として、できる限り来訪者に対しアンケートを実施のうえ、市へ積極的に所感・意見等を情報共有してください。なお、アンケートの方法は QR コードや紙媒体など手段の指定はありません。

### **(13) 宣伝**

市は、運営者への共催承諾後、市の広報手段を用いて、本実証実験の宣伝を行いますので、宣伝情報の作成にあたり、運営者は市に適宜情報を提供するなど協力をお願いします。

### **(14) 会場の記録**

市は、本実証実験の様子を写真等にて記録を行います。なお、市は実証実験における結果公表にあたって写真のモザイク等の処理は行わず写真を活用します。運営者は写真の活用について承諾のうえ、本実証実験に参画してください。

### **(15) 手続きの流れ・実施までのスケジュール**

別紙「実証実験エリアの活用までの流れ」を参照ください。

### **(16) 本ガイドラインに関する問合せ先及び担当窓口**

部署名：加古川市企画部政策企画課

T E L : 079-427-9373

Email : seisaku@city.kakogawa.lg.jp

### 3. よくある質問 (Q&A)

Q1.複数の個人・法人で参画する場合、代表者（企業）を決めたうえで、申請が必要でしょうか。また、出店者が1店舗の場合、参画できるのでしょうか。

A1.そのとおりです。また、運営者は個人・法人によって構成されるグループのみに限り、出店者が1店のみの場合は、参画対象となりませんのでご注意ください。

Q2.実証事業の対象団体として、PTA等の地域団体は含まれますか。

A2.含まれます。地域団体とは、町内会、老人クラブ、婦人会、少年団、PTA など、地域のために地域の人が活動する団体のことをさします。

Q3.「加古川市後援及び共催の承諾に関する要綱」のうち、提出書類に団体規約とありますが、民間事業者の場合は何を提出すれば良いですか。

A3.民間事業者の場合は、企業概要、個人事業主や個人のグループはこれまでの取組概要などで構いません。

Q4.新型コロナウイルス感染症の影響が予測できない中で、事業の申請は可能ですか。

A4.感染症の拡大が収まらなければ事業を延期もしくは中止することも想定されますが、やむを得ず実施を断念する場合、そこまでにかかった経費については運営者の負担となりますので、予めご了承ください。

Q5.他団体と事業実施日程が重なった場合はどのような対応となるのですか。

A5.仮予約が早かった団体を優先的に考慮することになりますが、先着の事業が別日程で開催が可能かなど、できる限りの調整は図りますので、事前相談の際にご相談ください。

Q6.キッチンカーを出店する場合、営業許可は必要でしょうか。

A6.下記の条件を満たす者が出店の条件になります。また、キッチンカーは出店者ごとに営業許可が必要であり、各キッチンカーの出店者の責任のもと、営業許可を取得してください。

ア 食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく飲食店営業許可を有しており、実証実験エリアでの出店に際し、必要な営業許可を受けられる見込みがある者。

イ 食品衛生法及び他の食品の営業に関する法律に基づく処分等を過去3年間受けていない者

Q7.複数日にまたがって活用する場合、テント等の持込み備品は実証実験エリアの範囲内に置いたままにしておくことは可能でしょうか。

A7.歩行者等の安全確保、備品の盗難防止等の観点から、どの実証実験エリアも原則として置いたままにはできませんので、毎日撤去してください。ただし、活用エリアが駅北自動車整理場であり、撤去が困難な場合は、警備員等の配置や盗難防止策の措置などを講じてください。なお、盗難等が発生した場合について、市はいかなる場合も一切の責任を負いませんので予めご了承ください。

Q8.音楽フェスのような音響設備等の使用は可能でしょうか。

A8.音響設備、BGM等に関して、使用機器・使用方法などについて事前に確認させていただきます。歩行空間の管理運営上、周辺利用者や通行者に支障があるときは、音量制限をお願いする場合がありますので、ご了承ください。また、通行者や周辺ビル等から苦情が寄せられたときは、イベント等を中止していただく場合がありますとともに、この場合、市は中止に伴う損害については、一切の責任を負いませんので予めご了承ください。